

○財務省令第五十号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第八十二号）の施行に伴い、関稅法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

財務大臣 安住 淳

関稅法施行規則の一部を改正する省令

関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第一号口中「第二条の五第二項及び第二条の十二第二項」を「第二条の六第二項及び第二条の十三第二項」に改め、同条第三項に次の二号を加える。

四 旅客が乗船している外国貿易船が乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港する場合 当該旅客に係る令第十二条第三項第二号に定める事項

五 令第十六条の二第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事

故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。
。第二条の九及び第二条の十において同じ。）を経過することとなる場合を除く。） 令第十二
条第三項各号に定める事項

第二条の二に次の四項を加える。

4 令第十二条第七項ただし書に規定する財務省令で定める場合は同項本文に規定する船積港が別表
第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、同項
ただし書に規定する最初の開港が同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当する場合とし、
同項ただし書に規定する財務省令で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時とする。

5 令第十二条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の関税
定率法別表の適用上の所属区分（同表に掲げる号の番号をいう。次項において同じ。）に、当該積荷
が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷に係る同項に規定す
る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する運航者等が当該積荷が当該運送先に到着した
ことについて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番
号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するた
めの事項その他参考となるべき事項とする。

6 令第十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の関税

定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷が当該運送先に到着したことについて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

7 令第十二条第八項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合とする。

第二条の十三を第二条の十四とする。

第二条の十二第一項中「又は脅迫」を「、脅迫」に改め、「入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合」の下に「又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合」を加え、同条を第二条の十三とし、第二条の九から第二条の十一までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の八の見出しを「（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第十六条の二第六項本文」を「第十六条の二第五項本文（外国貿易船等の入出港の簡易手続）」に改め、同項第一号中「第十六条の二第四項第一号」を「第十六条の二第三項第一号」に改め、同項第二号中「第十六条の二第四項第二号」を「第十六条

の二第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第十六条の二第六項ただし書」を「第十六条の二第五項ただし書」に改め、同項第一号及び第二号中「第十六条の二第四項第一号」を「第十六条の二第三項第一号」に改め、同項第三号及び第四号中「第十六条の二第四項第二号」を「第十六条の二第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第二条の九とし、第二条の五から第二条の七までを一条ずつ繰り下げる。

第二条の四第一項中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条第二項中「第十五条第十一項」を「第十五条第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に改め、同条を第二条の五とする。

第二条の三第二項第一号イ中「第二条の五第三項及び第二条の十二第三項」を「第二条の六第三項及び第二条の十三第三項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第十五条第七項」を「第十五条第十項」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「第十五条第十項」を「第十五条第十三項」に改め、同条を第二条の四とし、第二条の二の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三 法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して同条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めたときとする。

2 法第十五条第九項ただし書の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項において同じ。）又は書面の提出により同条第七項又は第八項の規定による報告を行う者は、当該報告につき規定した法、令及びこの省令の規定において報告すべきこととされている事項を記録した磁気ディスク又は記載した書面を税関に提出しなければならない。

別表第二中「別表第二（第二条の二、第二条の五及び第二条の十二関係）」を「別表第二（第二条の二、第二条の六及び第二条の十三関係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第二条の二関係）

<p>本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）</p> <p>東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十四度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域（中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条（外国とみなす地域）に定める地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。）に限る。）</p>	<p>北海道</p>	<p>報告期限</p> <p>船積港を出港する時</p>
<p>東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域（大韓民国、中</p>	<p>青森県、秋田県、山形県及び新潟県</p>	

<p>華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。)</p>	
<p>東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>岩手県及び宮城県</p>
<p>東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>福島県及び茨城県</p>
<p>東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。)</p>	<p>富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫県（日本海に面する地域に限る。)</p>
<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。)</p>	<p>大阪府、兵庫県（瀬戸内海に面する地域に限る。)</p>

<p>東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）</p>	<p>鳥取県及び島根県</p>
<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十分の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p>
<p>東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。）</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）</p>
<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。）</p>	<p>鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古</p>

<p>東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域</p>	<p>)</p>
<p>沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町</p>	<p>郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。)</p>
<p></p>	<p></p>

附 則

この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。